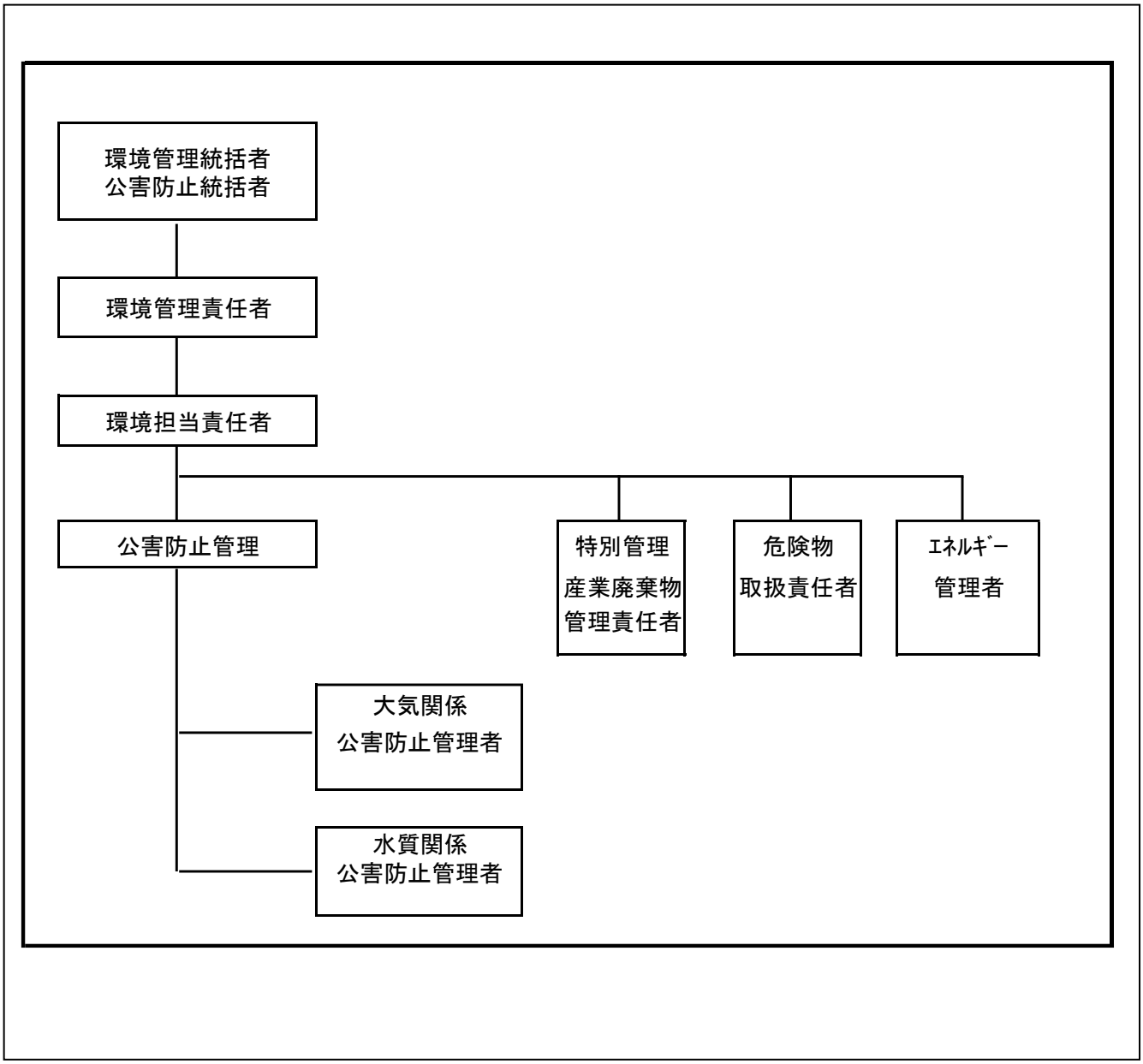
# 令和８年度環境保全協定に基づく「環境保全計画書」

## １．環境保全に関する組織の現況

当社における環境管理体制は図１のとおり。

図１．川崎車両株式会社　環境管理体制図



## ２．環境保全に関する基本方針

# 環　境　方　針

川崎重工グループの環境基本方針、および当社の企業理念「私たちは、ものづくりと技術革新への挑戦を続け、安心の日常と感動の未来を約束します」に則り、製品の開発から設計、調達、製造、納入後のアフターサービスに至る全ての段階において、環境マネジメントシステムの運用と継続的な改善を通して持続可能な社会への貢献を図ることを目指し、次の環境方針を定めます。

1. カーボンニュートラルをはじめとする地球環境問題に、全役員及び従業員で取り組み、社会貢献に努めます。
2. 全ての事業活動の中で、省資源・省エネルギー・廃棄物削減を推進します。
3. 環境法令を遵守し、事業活動による生態系への影響の最小化を図ります。
4. 環境意識を向上し全役員及び従業員が環境課題に取り組みます。

2026 年 4 月 1 日
川崎車両株式会社
代表取締役社長執行役員　村生　弘

## ３．重点取り組み目標と方策

| | |
|---|---|
| 目標 | ①　脱炭素社会に向けた CO2 排出量の削減<br>②　廃棄物の減量と分別改善<br>③　環境法令を守る |
| 方策 | ①　全員参加の脱炭素・省エネ活動<br>②　全員参加の分別活動<br>③　環境法令の理解・遵守確認<br>④　脱炭素社会および循環型社会へむけた未来図づくり |

# ４　公害防止対策に係る計画

## （１）　公害防止対策の目標および目標値

| | 目　　標 |
|---|---|
| 大気汚染防止対策 | ◆「大気汚染防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。<br>◆別表１に記載するばい煙発生施設からの排ガスについて、排出口最大許容濃度目標値に係る目標値を遵守する。 |
| 水質汚濁防止対策 | ◆「水質汚濁防止法」、「瀬戸内海環境保全特別措置法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。<br>◆別表２に記載する排出水の水質に係る目標値及び別表３に記載する汚濁負荷量の総量規制に係る目標値を遵守する。<br>◆公共用水域への汚染を防止するため、異常時における汚染拡大の防止及び予防に努める。<br>◆ |
| 土壌汚染対策 | ◆有害物質等による土壌及び地下水汚染の未然防止に努める。 |
| 騒音<br>防止対策 | ◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を参考にし、騒音に配慮した設備配置に努め、自主測定を通じて騒音管理を行う。 |
| 振動防止対策 | ◆「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を参考にし、振動に配慮した設備配置に努める。 |
| 悪臭防止対策 | ◆「悪臭防止法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。 |
| 産業廃棄物の適正処理・発生抑制 | ◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行う。 |

別表１　ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

| 施設名 | 排出口最大許容濃度目標値（下段括弧内の記載は目標値の根拠等）<br>大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目 | | |
|---|---|---|---|
| | | | 有害物質 |
| | いおう酸化物<br>［$m^3N/h$］ | ばいじん<br>［$mg/m^3N$］ | 窒素酸化物<br>［ppm］ |
| 208-5 棟<br>焼鈍炉 | 0<br>（都市ガス使用につき） | 0.1<br>（法令基準値の71%値） | 100<br>（法令基準値の56%値） |
| 112 棟 6 ステ<br>乾燥炉 | 0<br>（都市ガス使用につき） | 0.1<br>（法令基準値の67%値） | 150<br>（法令基準値の65%値） |

別表２　排出水に係る水質目標値

| 項目 | | | 目標値<br>単位はpH、大腸菌を除きmg/Ｌ<br>（括弧内数値は、<br>日間平均値での許容限度） | 備考 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 目標値の根拠<br>（法令等基準値との関係等） | 測定の実施 |
| 有害物質項目 | 1 | カドミウム及びその化合物 | ０．０２４以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 2 | シアン化合物 | ０．５６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 3 | 有機燐化合物 | ０．５６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 4 | 鉛及びその化合物 | ０．０８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 5 | 六価クロム化合物 | ０．１６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 6 | 砒素 | ０．０８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 7 | 総水銀 | ０．００４以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 8 | アルキル水銀化合物 | 不検出 | 法令基準値 | ○ |
| | 9 | PCB | ０．００２以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 10 | トリクロロエチレン | ０．０８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 11 | テトラクロロエチレン | ０．０８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 12 | ジクロロメタン | ０．１６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 13 | 四塩化炭素 | ０．０１６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 14 | 1･2 ジクロロエタン | ０．０３２以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 15 | 1･1 ジクロロエチレン | ０．８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 16 | シス 1･2 ジクロロエチレン | ０．３２以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 17 | 1･1･1 トリクロロエタン | ２．４以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 18 | 1･1･2 トリクロロエタン | ０．０４８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 19 | 1･3 ジクロロプロペン | ０．０１６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 20 | チウラム | ０．０４８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 21 | シマジン | ０．０２４以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 22 | チオベンカルブ | ０．１６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 23 | ベンゼン | ０．０８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 24 | セレン | ０．０８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 25 | 硼素 | １８４以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 26 | アンモニア／亜硝酸等 | ８０以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 27 | 1,4-ジオキサン | ０．４以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| 生活環境項目 | 28 | 水素イオン濃度　(pH) | ５．８～８．６ | 法令基準値を参考 | ○ |
| | 29 | 化学的酸素要求量（ＣＯＤ） | ８０（６４）以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | | | | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 30 | 浮遊物質量 | １２０以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 31 | ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量<br>（鉱油類含有量） | ３．２以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 32 | フェノール類含有量 | ０．８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 33 | 銅含有量 | ２．４以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 34 | 亜鉛含有量 | １．６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 35 | 溶解性鉄含有量 | ８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 36 | マンガン | ８以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 37 | クロム含有量 | １．６以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 38 | 弗素含有量 | １２以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 39 | 大腸菌数 | ６４０　CFU/ml 以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 40 | 窒素含有量 | ９６（４８）以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |
| | 41 | 燐含有量 | １３（６）以下 | 法令基準値の80%値 | ○ |

別表３　汚濁負荷量の総量規制に係る目標値

| 項　目 | 排水系統名 | 目標値<br>［kg／日］ | 目標値の根拠<br>(法令等基準値との関係等) |
|---|---|---|---|
| 化学的酸素要求量(COD) | 北工場排水処理施設 | ０．３８４ | 第９次総量規制の 80%値 |
| | 南工場排水処理施設 | １．５６８ | 第９次総量規制の 80%値 |
| | 工場全体として合計 | １．９５２ | 第９次総量規制の 80%値 |
| 窒素 | 北工場排水処理施設 | ０．５９２ | 第９次総量規制の 80%値 |
| | 南工場排水処理施設 | ３．０６４ | 第９次総量規制の 80%値 |
| | 工場全体として合計 | ３．６５６ | 第９次総量規制の 80%値 |
| 燐 | 北工場排水処理施設 | ０．０４９ | 第９次総量規制の 80%値 |
| | 南工場排水処理施設 | ０．２３２ | 第９次総量規制の 80%値 |
| | 工場全体として合計 | ０．２８１ | 第９次総量規制の 80%値 |

## （２）　目標達成のために講ずる措置・対策

<table>
<tr><th colspan="3">目　標　項　目</th><th>目標達成のために講ずる措置<br>(目標の達成状況の確認手段を含む)</th></tr>
<tr><td>大気汚染防止対策</td><td colspan="2">ばい煙の排出規制目標値の遵守</td><td>◆排ガス処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、別表４「排出ガス中のばい煙濃度等測定計画」により、目標値（別表１）の遵守状況を確認する。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">水質汚濁防止対策</td><td colspan="3">(公共用水域に排出)</td></tr>
<tr><td></td><td>排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理と排水規制目標値の厳守</td><td>◆排水処理施設の適正な維持管理を努めるとともに、排出水の測定計画(別表５、６)により、定期的に水分析を実施し、目標値（別表２、３）の遵守状況を確認する。</td></tr>
<tr><td></td><td>公共用水域への汚染を防止するため、異常時における汚染拡大の防止及び予防</td><td>◆油漏れや放流水の排出基準逸脱等を想定した訓練を年３回以上実施する。<br>◆油等の漏えい時における汚染拡大を防止するため、雨水排水経路における遮断対策として「緊急遮断板」を１か所追加する。</td></tr>
<tr><td colspan="3">(公共下水道を使用)</td></tr>
<tr><td></td><td>公共用水域の環境保全</td><td>下水道法及び神戸市下水道条例等に基づく排除基準を遵守する。</td></tr>
</table>

| 目　標　項　目 | | 目標達成のために講ずる措置<br>（目標の達成状況の確認手段を含む） |
|---|---|---|
| 土壌汚染対策 | 土壌・地下水汚染の未然防止 | ◆有害物質発生施設の施設変更、施設廃止状況、有害物質使用状況を監視する。<br>◆土壌汚染対策法に基づき、土壌調査が必要であれば調査を実施し、汚染土壌が発見された場合は適正に処分する。 |
| 騒音防止対策 | 騒音規制法等の関係法令の基準値参考<br>自主測定の実施<br>住民苦情対応 | ◆自主測定により騒音状況を把握するとともに、騒音に配慮した設備配置と作業方法を選択する。<br>◆近隣住民から苦情が発生した場合、速やかに発生源の騒音を抑制し経過観察を行う。 |
| 振動防止対策 | 振動規制法等の関係法令の基準値参考<br>住民苦情対応 | ◆近隣住民から苦情が発生した場合、速やかに発生源の振動を抑制し経過観察を行う。 |
| 悪臭防止対策 | 悪臭防止法等の関係法令の遵守<br>住民苦情対応 | ◆有機溶剤の削減など悪臭発生物質に配慮した設備設計を行う。<br>◆近隣住民から苦情が発生した場合、速やかに発生源の悪臭を抑制し経過観察を行う。 |
| 産業廃棄物対策 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令の遵守 | ◆産業廃棄物を委託処理する際には、法令の規定する産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度を遵守する。<br>◆特別管理産業廃棄物にあたっては、法令の保管・処理・処理基準を遵守し、法定の記録・報告を実施する。<br>◆「神戸市産業廃棄物の多量排出事業者に係る処理計画作成に関する指導要綱」に基づき、産業廃棄物の再生利用、再資源化等の有効利用及び減量化に努め、要綱の規定に従い、処理計画の策定や報告を行う。 |

## （3）　公害防止対策に係る調査・測定計画

別表４　排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

| | 測定項目 | 測定頻度 | 測定箇所 | 測定方法 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 硫黄酸化物の濃度及び排出量 | 実施しない | － | 燃料の性状で判断する | ・都市ガス 13A を使用 |
| 2 | 窒素酸化物の濃度及び排出量 | 1 回/半年 | 208 棟焼鈍炉 | JISK0104 | ・稼動が無い場合は次回の稼働時期に測定 |
| | | 2 回/半年（冬場） | 112 棟 6 ステ乾燥炉 | JISK0104 | ・冬場のみ稼動<br>・稼動が無い場合は次回の稼働時期に測定 |
| 3 | ばいじんの濃度 | 1 回/半年 | 208 棟焼鈍炉 | JISZ8808 | ・稼動が無い場合は次回の稼働時期に測定 |
| | | 2 回/半年（冬場） | 112 棟 6 ステージ乾燥炉 | JISZ8808 | ・冬場のみ稼動<br>・稼動が無い場合は次回の稼働時期に測定 |

別表５　排出水の汚染状態測定計画

| | | 測定項目 | 測定頻度 | 測定箇所 | 測定方法 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 有害物質項目 | 1 | カドミウム及びその化合物 | 1回／年 | 第1排水口，第3排水口 | 法令の規定方法 | |
| | 2 | シアン化合物 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 3 | 燐含有量 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 4 | 鉛及びその化合物 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 5 | 六価クロム化合物 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 6 | 砒素及びその化合物 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 7 | 総水銀 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 8 | アルキル水銀化合物 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 9 | PCB | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 10 | トリクロロエチレン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 11 | テトラクロロエチレン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 12 | ジクロロメタン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 13 | 四塩化炭素 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 14 | 1･2 ジクロロエタン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 15 | 1･1 ジクロロエチレン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 16 | シス 1･2 ジクロロエチレン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 17 | 1･1･1 トリクロロエタン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 18 | 1･1･2 トリクロロエタン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 19 | 1・3 ジクロロプロペン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 20 | チウラム | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 21 | シマジン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 22 | チオベンカルブ | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 23 | ベンゼン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 24 | セレン及びその化合物 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 25 | 硼素 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 26 | 1,4-ジオキサン | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 27 | 弗素 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 28 | アンモニア/亜硝酸等 | 1回／年 | 同上 | 同上 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 生活環境項目 | 29 | 水素イオン濃度（ｐＨ） | 連続 | 第１排水口，<br>第３排水口 | PH 計 | |
| | 30 | 化学的酸素要求量(ＣＯＤ) | ①連続<br>②1 回/週<br>（瞬時値）<br>③1 回/２週<br>（平均値） | ①第１排水口，<br>第３排水口<br>②第３排水口<br>③第１排水口，<br>第３排水口 | ①ＵＶ計<br>②法令の規定方法<br>③法令の規定方法 | |
| | 31 | 浮遊物質量(ＳＳ) | １回／年 | 第１排水口，<br>第３排水口 | 法令の規定方法 | |
| | 32 | ﾉﾙﾏﾙﾍｷｻﾝ抽出物質含有量<br>（鉱物油） | １回／週 | 同上 | 同上 | |
| | 33 | フェノール | １回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 34 | 銅 | １回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 35 | 亜鉛 | １回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 36 | 鉄含有量 | １回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 37 | マンガン | １回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 38 | クロム | １回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 39 | フッ素 | １回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 40 | 大腸菌 | １回／年 | 同上 | 同上 | |
| | 41 | 窒素含有量 | １回/２週<br>（平均値） | 第１排水口，<br>第３排水口 | 同上 | |
| | 42 | 燐含有量 | 同上 | 同上 | 同上 | |

別表 ６　　排出水の汚濁負荷量（COD・窒素・燐）の測定計画

| 項目 | 排水系統名 | 測定頻度 | 測定箇所 | 測定方法 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 化学的<br>酸素要求量<br>（ＣＯＤ） | 北排水処理施設 | １回/2 週 | 放流槽<br>（処理後排水） | 法令の規定方法 | 日中３回採水し、混合試料として１回分析 |
| | 南排水処理施設 | １回/2 週 | 放流槽<br>（処理後排水） | 法令の規定方法 | 日中３回採水し、混合試料として１回分析 |
| 全窒素<br>(T-N) | 北排水処理施設 | １回/2 週 | 放流槽<br>（処理後排水） | 法令の規定方法 | 日中３回採水し、混合試料として１回分析 |
| | 南排水処理施設 | １回/2 週 | 放流槽<br>（処理後排水） | 法令の規定方法 | 日中３回採水し、混合試料として１回分析 |
| 全燐<br>(T-P) | 北排水処理施設 | １回/2 週 | 放流槽<br>（処理後排水） | 法令の規定方法 | 日中３回採水し、混合試料として１回分析 |
| | 南排水処理施設 | １回/2 週 | 放流槽<br>（処理後排水） | 法令の規定方法 | 日中３回採水し、混合試料として１回分析 |

（注）濃度（mg/ℓ）×排水量（m3/日）÷1000＝汚濁負荷量（kg/日）により、目標値の遵守状況を確認する。

# ５　カーボンニュートラルに関する取り組み計画

## （１）　2026 年度の CO2 排出量目標

2026 年度の CO2 排出量　115t-CO2/年削減

## （２）目標達成のために講じる措置・対策

| 措置の区分 | 具体的対策 | 目標 |
|---|---|---|
| CO2 排出量削減に向けた取り組み | 省エネ及び高効率タイプの設備へ更新 | 施策により 115t-CO2/年削減 |
| | 事務所蛍光灯及び工場天井等を LED へ更新 | |
| | 空調機・オイルコンの熱交換器洗浄による効率向上 | |
| | 省エネパトロールの実施 | |
| | CO2 排出係数の低い電力小売事業者からの電力購入 | |
| | 圧縮空気設備におけるエア漏れパトロールの強化 | |

## （３）長期目標

| | 分　野 | | 目　標 | 目標達成年度 |
|---|---|---|---|---|
| 重点項目 | １. | 再生可能エネルギーの導入 | 以下（４）の通り | 以下（４）の通り |
| 重点項目 | ２. | クリーンエネルギー自動車の導入 | 対象：社用車<br>①　導入コストの試算<br>②　社内インフラの整備検討<br>③　対象車両の電化 | ①2026 年度<br>②2027 年度<br>③2030 年度 |

## （４）脱炭素経営の推進及び再生可能エネルギー導入の推進に関わる計画について

川崎重工グループは「Kawasaki 地球環境ビジョン 2050」、「グループビジョン 2030」を策定し、2030 年におけるカーボンニュートラルおよび 2050 年における廃棄物や有害化学物質排出のゼロ化など、従来の環境保全に関する基本方針よりもハードルの高い目標を設定しました。このうち 2030 年におけるカーボンニュートラルは政府目標よりも 20 年前倒しとする野心的な目標であり、この実現を目指し全社を挙げて水素自家発電による電力供給、省エネ、再エネ導入、自社保有小売電気事業者からのクリーン電力購入などを実施します。

企業グループとしては、既設工場屋根を最大限活用した太陽光発電の導入を進めながら、水素ガスタービン・ガスエンジンの開発、普及を進めています。

# 6　公害防止対策以外の環境保全に係る計画

目標達成のために講じた措置・対策の実施状況　　（目標達成年次 2026 年度）

| 分　野 | | 項　目 | | 目　標 |
|---|---|---|---|---|
| 1. | 廃棄物の適正処理 | 分別収集の徹底 | | ゼロエミッションの維持 |
| | | 古紙の再生紙化徹底によるリユースの推進 | | 徹底 |
| 2. | 事業所等での再生製品等の使用 | 事務用品のグリーン購入の促進 | | 徹底 |
| 3. | 環境負荷の少ない資源，材料，燃料の選択 | 良質燃料への転換 | | 都市ガスの利用 |
| | | 廃棄の際の環境影響を配慮した材料の選定 | 有害化学物質の削減 | 鉛・クロムフリー塗料の採用 |
| 4. | 従業員教育 | 環境法令遵守を目的とした、e ラーニングによる環境教育 | | 4 回/年 |
| 5. | 地域社会への参画 | ボランティア活動への参加（運河清掃活動） | | 2 回／年 |
| 6. | 環境管理システムの充実 | ISO１４００１の維持 | | 定期監査の受審 |
| | | 内部監査の実施 | | 1 回／年 |
| 重点項目 7. | プラスチックに係る資源循環の取り組み（※） | 廃棄物の処理委託先をリサイクル業者に限定する | | リサイクル業者への処理委託率 100% |
| | | 定期パトロールの実施（再資源化を阻害する物質の混入抑制） | | 1 回/月のパトロール実施 |
| 8. | 特定フロンの適正管理 | 特定フロン使用機器の適正廃棄 | | フロン回収の徹底 |
| | | 第一種特定製品の適正な管理による漏えい予防 | | 簡易点検及び定期点検の徹底 |

※年間のプラスチック使用製品産業廃棄物の排出量は 250t 未満であるため、
多量排出事業者に該当しない